

分類番号 :	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日 :	2009. 2. 10	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :	2011. 12. 31	理由:	協議に関する情報	
本紙を含め:	枚・冊			

官房長	審議官	文書課長	法令審査官	部員等

法令協議について(21. 2. 10)

1 件名	「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（協議）
主管官庁	内閣官房 事務次官等会議 未定 閣議 未定
2 骨子	国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって適正かつ効率的な行政運営を確保しつつ、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする法律案
3 問題点等	別添のとおり質問を提出した。
4 今後の対応	質問を提出したが、十分な回答が得られなかため、意見を提出する方向で検討

法令協議第40号 担当: 石川(文書管理係)
答
堤

各局等回答状況

文書課総括係	意見なし	大臣官房広報課	意見なし
文書課情報公開・個人情報保護室	意見なし	大臣官房訟務管理官付 防衛政策局防衛政策課	意見なし 意見提出
文書課環境対策室	意見なし	運用企画局事態対処課	意見なし
文書課防衛省図書館	意見なし	人事教育局人事計画・補任課	意見なし
大臣官房秘書課	意見なし	経理装備局会計課	意見なし
大臣官房企画評価課	意見なし	地方協力局地方協力企画課	意見なし

事務連絡
2 1 . 2 . 3

大臣官房文書課法令審査 御中

大臣官房文書課総括係

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

（
標記について、文書課総括係として、意見等ない旨回答します。

大臣官房文書課総括係担当 北川（20231）

（
関連文書：法協第40号（21.2.2）

分類番号 :	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日 :	2009.2.9		○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分 : 1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日 :	2011.12.31	理由 : 協議に関する情報		
本紙を含め :	1枚・冊			

事務連絡
21. 2. 9

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課（情報公開・個人情報保護室）

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房文書課（情報公開・個人情報保護室）として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第40号（21. 2. 2）

事務連絡
21.2.3

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課環境対策室

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房文書課環境対策室として意見ない旨お送り致します。（

（

事務連絡
21. 2. 6

大臣官房文書課（法令審査） 御中

大臣官房文書課防衛省図書館

公文書等の管理に関する法律案（仮称）について（回答）

標記について、図書館として意見等がない旨回答する。

分類番号 :	A-A 0-A 0 0		開示	部開	不開
作成年月日 :	2009.2.9	担当者		○	
取得年月日 :					
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日 :	2012.12.31	理由:	協議に関する情報		
本紙を含め:	枚・冊				

事務連絡
21.2.9

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房秘書課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房秘書課として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第40号（21.2.2）

分類番号：A-A8-A80
作成年月日：2009.2.3
取得年月日：
保存期間：3年
廃棄期日：2012.12.31
本紙を含め 1枚

	開示	部開	不開
担当者		○	

区分：1 2 3 4 ⑤ 6
理由：協議に関する情報

事連絡
21.2.3

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房企画評価課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について

（
標記について、企画評価課として意見なき旨回答する。

分類番号 :	A-A9-A90	開示	部開	不開
作成年月日 :	2009.2.2	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 5 6	
廃棄期日 :	2012.12.31	理由:		
本紙を含め:	枚・冊			

事務連絡
21. 2. 2

大臣官房文書課(法令審査) 御中

大臣官房広報課

「公文書等の管理に関する法律案(仮称)」について(回答)

標記について、大臣官房広報課として意見なき旨回答する。

関連文書: 法協第40号(21. 2. 2)

分類番号 :	A-Ae-Ae0	開示	部開	不開
作成年月日 :	2009. 2. 3.	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	1年	区分:	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :	2010.12.31	理由:	協議に関する情報	
本紙を含め:	枚・冊			

事務連絡

21. 2. 3

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房訟務管理官付

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、大臣官房訟務管理官付として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第40号

分類番号：	B-B0-B00	開示	部開	不開
作成年月日：	2009.2.3	担当者	○	
取得年月日：				
保存期間：	3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日：	2012.12.31	理由：協議に関する情報		
本紙を含め：	1枚・冊			

事務連絡
21.2.3

大臣官房文書課（法令審査）担当官 殿

防衛政策局防衛政策課 担当

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（質問）

標記について、防衛政策局として以下のとおり質問を提出する。なお、標記法律案に関する2月4日の内閣官房担当官による説明会実施後に提出内容を修正する可能性がある旨を申し添える。

また、現時点でペンディング〔P〕とされている内容が明らかにされ、かつ、当方の全ての質問に対する回答があるまでは意見を留保し、及び質問に対する回答次第では再質問することがあり得るため、宜しくお取り計らい願いたい。

記

I. 法律案についての質問

1. 法案第2条関連

(1) 法案第2条第3項第1号の「独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館」とは具体的に何を指し、これを同項第2号と切り離した意義は何か。(現行の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第2条第2項第2号においては「政令で定める公文書館その他の機関」とし、情報公開法施行令(平成12年政令第41号)第2条第1項において、「法第2条第2項第2号の政令で定める機関は、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関」と規定し、公文書館は博物館等と同一の並びとなっている。)

また、同じく第3項第2号の「前号に掲げる施設に類する機能を果たす行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、政令で定めるもの」とは何か。これと第5項第3号の「政令で定める博物館その他の施設」との関係如何。同じものを指しているという理解でよいか。

(2) 法案第2条第5項において「次に掲げるもの」を「前項各号に掲げるもの」とすることで、第5項第1号から第3号までを省略することができるのではないか。

(3) 法案第2条第5項第4号に規定される「同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの」とは何か。

(4) 法案第2条第6項の「歴史公文書等」とは具体的に何かということについては、政令において規定するということでよいか。また、行政文書が「歴史公文書等」に該当するか否かを判断するのは、各行政機関の長という理解でよいか。

(5) 法案第2条第6項の「歴史資料として重要な公文書その他の文書」は、国立公文書館法(平成11年法律第79号)第11条第2項の「歴史資料として重要な公文書等」と同義であるとの理解でよいか。

また、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成13年3月30日閣議決定。以下「歴史資料閣議決定」という。)において、「歴史資料として重要な公文書等」の中核が定められているが、それは「歴史資料として重要な公文書その他の文書」でも同様という理解でよいか。

(6) 法案第2条第8項に規定される「行政文書」、「法人文書」、「特定歴史公文書」の関係如何。

2. 法案第3条関連

(1) 法案第3条に規定する「公文書等の管理」とは具体的にどのようなことか。

また、「他の法律又はこれに基づく命令…場合を除く」とあるが、自衛隊法(昭和29年法律第165号)及び同法施行令(昭和29年政令第179号)の手続に基づく防衛秘密並びに日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)及び同法施行令(昭和29年政令第149号)の手続に基づく特別防衛秘密の管理に関することは、本法案の適用除外となるのか。

(2) 法案第3条において、本法案以外に公文書等の管理について定める「他の法令又はこれに基づく命令に特別の定め」はどういうものが想定されるのか。具体的かつ網羅的にご教示願いたい。

3. 法案第4条関連

(1) 法案第4条によれば、処理に係る事案が「軽微」なものである場合は行政文書の作成は必要とされないことになるが、「軽微」か否かの判断基準如何。

(2) 法案第4条に規定する「文書を作成」とは、如何なる態様のものを想定しているのか。

(3) 法案第4条に規定する「意思決定」とは何か。検討段階で文書を作成する必要はないのか。

(4) 法案第4条に規定する「当該行政機関の事務及び事業の実績」とは具体的に何を指すのか。本条に規定する「意思決定」との違いは何か。

(5) 法案第4条に関して、行政機関の意思決定過程は、その事案が「軽微」でなくとも、変遷が多岐にわたり決定の修正が重なることも予想され、すべての意思決定を文書化することは非現実的であり、「適正かつ効率的な行政運営を確保」(第1条)すること

とは困難になるのではないか。

4. 法案第5条関連

- (1) 法案第5条第1項及び同条第4項に規定する「政令」とは具体的に何を指すのか。
- (2) 法案第5条第1項及び同条第3項に規定する「その他の必要な事項」とは、具体的に如何なるものを想定しているのか。
- (3) 法案第5条第2項に規定する「単独で管理することが適当であると認める行政文書」について、誰がどのような基準で認めるのか。
- (4) 法案第5条第4項において、国立公文書館等に移管されない行政文書ファイル等については各行政機関の長が廃棄の措置を設定することが規定されているが、移管及び廃棄についての措置の設定はどうようになされるのか。また、設定する方式について一定の基準を設けるべきではないのか。
- (5) 法案第5条第4項によれば、国立公文書館等へ移管されない行政文書ファイル等については廃棄の措置を設定とあるが、必要に応じて延長措置を講じることはできないのか。
 - (ア) 行政行為は、一貫性の確保が必要な場合が多く、行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として廃棄もしくは国立公文書館等への移管以外に選択肢がなければ、過去の行政文書ファイル等を参照することもままならなくなり、業務に支障をきたすこととも予想され、「適正かつ効率的な行政運営を確保」(第1条)することは困難になるのではないか。
 - (イ) 「歴史公文書等」に該当するものは、保存期間満了時に移管しなければならないということは条文上読み取れるが、秘密文書については、秘密指定が解除になるまでの間、移管を延長することは可能なのか。
- (6) 法案第5条第4項に規定する「政令で定める」とは、歴史資料閣議決定及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について」（平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ）で規定されている事項を新たに政令で規定するという理解でよいか。

5. 法案第7条関連

- (1) 但書において規定する「政令で定める期間未満」とは一年未満を想定しているという理解でよいか。

6. 法案第8条関連

- (1) 法案第5条第4項の規定に基づく設定に反した場合はいかなる措置が講じられるのか。
- (2) 当該設定については、事後の変更は可能なのか。可能だとすればその根拠は何か。

7. 法案第9条関連

- (1) 法案第9条第1項及び同条第3項は、行政機関の長が調査結果もしくは行政文書の管理についての状況を内閣総理大臣に報告することを規定しているが、報告の方法等を含め結局は各府省任せになってしまうのではないか。
- (2) 法案第9条第3項に規定する「当該職員」とはどのような者を指すのか。
- (3) 法案第9条第3項に規定される「実地調査」とは、具体的に何を指すのか。また、本項規定を考慮した上で同条第4項の必要性如何。
- (4) 法案第9条第3項及び第4項に規定する実地調査を実施する職員は、たとえば防衛秘密に指定されている行政文書ファイル等も調査することになるのか。この場合、当該職員は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」(自衛隊法第122条)には該当せず、防衛秘密の漏洩に関して特に規定されている五年以下の懲役刑の対象とはならないと考えられる。よって、防衛秘密の保全の観点から、実地調査の実施に当たっては慎重な配慮が必要と考えるが、如何か。
- (5) 法案第9条各項の事項に関する内閣府の担当部局はどこか。また、各項に規定される内閣総理大臣が行う職務については全てその部局が所掌し、判断することになるのか。

8. 法案第10条関連

- (1) 法案第10条に規定する「行政文書管理規則」は、現在各府省においてどのように規定されており、今後どのような法的位置付けをとることを想定しているのか。省令以下レベルでの制定を想定しているならば、同条第3項に規定される「内閣総理大臣への協議」は、省令等の内閣府への協議を義務付けているという理解でよろしいか。だとすれば、各省の権限内で定めることができる省令等の協議を法律に規定することについて、法的整合性如何。
- (2) 法案第10条第1項に規定する「行政文書管理規則」とは、各行政機関において通底する行政文書管理に関する規定を指し、たとえば秘密の取扱いに関する規則・訓令等は、同項の「行政文書管理規則」には該当しないという理解でよいか。
- (3) 法案第10条第2項において、第1号から第7号に掲げられる事項を記載するとあるが、作成の基準は何か。具体的に定める内容は何か。
- (4) 法案第10条第4項において、全ての場合において行政文書管理規則の公表が求められるのか。だとすれば、公平性は担保されているため同条第3項は必要ないのではないか。

9. 法案第14条関連

- (1) 国の行政機関には内閣総理大臣と協議して同意された場合の移管に関する規定は設けないのか(本条においては行政機関は除かれている)。

10. 法案第15条関連

- (1) 法案第15条第1項と法案第25条の内容に矛盾はないのか。双方についての考え方如何。
- (2) 法案第15条第2項によれば、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏洩防止のために必要な措置を講ずるとあるが、具体的にはどのような措置を講ずるのか。各省庁の秘密文書に関する管理上の何らかの担保規定は置かないのか。

11. 法案第16条関連

- (1) 国立公文書館等の長が利用制限について判断する場合、行政機関の長の意見がその都度提出される機会は与えられるのか。
国立公文書館等の長に対して行政機関の長が意見を述べた際、国立公文書館等の長が最終的に利用制限の決定をすることであるが、その際、行政機関との協議の規定は設けないのか。
- (2) 法案第16条第2項において、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等が第1項第一号又は第二号に該当するか否かを判断するとされているが、第1項第一号ロ及びハの情報については、「当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」であるため、行政機関の長の判断が国立公文書館等の長の判断と異なることはないという理解でよいか。これらにおける判断主体は何か。
- (3) 法案第16条第3項の規定は、情報公開法第6条第1項の規定と同じ趣旨との理解でよいか。

12. 法案第19条関係

- (1) 法案第19条に規定される「電子的記録については・・・政令で定める方法により行う。」とは具体的に何を想定しているのか。

13. 法案第21条関係

- (1) 法案第21条の規定において[P]となっているのは、「公文書管理委員会」に係る内容か。そうだとすればなぜ[P]となっているのか。また、第5章に係る内容も公文書管理委員会に係るものか。

14. 法案第25条関係

- (1) 法案第25条に規定される協議は、内閣総理大臣に対してのみなされるものなのか。移管元行政機関は協議を受けることができないのか。
- (2) 本条に規定される「歴史資料として重要でなくなった」とは具体的にどのようなものと想定しているのか。また、その判断を担当部局はいかなる手続きで行い、移管元の意見はどう反映されるのか。

15. 法案第34条関係

(1) 法案第34条に規定される勧告内容及び報告内容は公表されるものなのか。

16. 法案第35条関係

(1) 法案第35条に規定される「助言」とが具体的にどのようなものを想定しているのか。また、行政機関の長はこれを行うことはできないのか。

17. その他

(1) 本法案提出の国会への提出目途如何。

(2) 本法案の目指すところは何か。本法案をもって、これまで実現できなかつたどのようなことが可能となるのか。また、その強制力は担保されているのか。

II. 秘密保全上の観点からの質問

当省においては、その所掌事務上、機微な秘密の情報を数多く取り扱っており、その中には、当省において作成した文書に加え、他省庁や諸外国から提供を受けた文書も含まれるところである。このような秘密文書のうち、期間の経過とともに実質秘性を失うものもあるが、多くは、行政文書の保存期間を経過したとしても、当該文書が存続する限りにおいて秘密性を失わない。

秘密文書に対しては、当省においては、その漏えい防止のため、取扱者の厳格な指定、収納容器（文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱等）の指定等多岐に亘る規制を設けているところである。このような観点から以下質問する。

(1) 秘密文書を管理する際、省内においては保管容器の基準等細部に渡って管理事項が定められているが、仮に公文書館に移管される場合、これと同質の基準を持って管理できるのか。

(2) 秘密文書については、文書の保存期間が満了したとしても、実質秘性が失われない限り、秘密のままである。実質秘の内容によっては半永久的に継続する可能性もある。このような秘密文書については、たとえ保存期間が満了したとしても移管の対象外とはならないという解釈でよいか。なお、対象外とならない場合、防衛省と同等の保全規則の制定や管理が可能なのか。規則上の整備がなされない限り移管は不可能であると考えるが如何。

(3) 他国から受領した秘密文書等について、移管する際、送達元の国が公文書館に移管することに同意しない場合は、移管することとはしないという解釈でよいか。

関連文書：法令協議第40号

事務連絡
21. 2. 9

大臣官房文書課（法令審査）担当官 殿

人事教育局人事計画・補任課担当

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、人事教育局として意見等ございません。

担当：時任（20653）

関連文書：法協第40号（21. 2. 2）

分類番号：E-E0-E01	開示	部開	不開
作成年月日：2009.2.9		○	
取得年月日：			
保存期間：3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日：2012.12.31	理由：協議に関する情報		
本紙を含め 1枚			

事務連絡
21.2.9

大臣官房文書課（法令審査） 御中

経理装備局会計課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）（

標記について、経理装備局として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第40号

分類番号: F-F0-F00		開示	部開	不開
作成年月日: 2009.2.3	担当者		○	
取得年月日:				
保存期間: 3年	区分: 1 2 3 4 ⑤ 6			
保存期間満了時期: 2012.12.31	理由: 協議に関する情報			
本紙を含め: 1枚一冊				

事務連絡
20.2.3

大臣官房文書課（法令審査）御中

地方協力局地方協力企画課

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（回答）

標記について、地方協力局として質問及び意見なき旨回答する。

関連文書：法協第40号（21.2.3）

分類番号	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日	2009.2.2	担当者	○	
取得年月日				
保存期間	3年	区分	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日	2012.12.31	理由	協議に関する情報	
本紙を含め	枚・冊			

法協第40号
21.2

大臣官房秘書課
 大臣官房文書課総括係
 大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
 大臣官房文書課環境対策室
 大臣官房文書課防衛省図書館 御中
 大臣官房企画評価課
 大臣官房広報課
 大臣官房訟務管理官付
 各局庶務担当課

大臣官房文書課（法令審査）

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（協議）

標記について、協議があったので、各局等の意見をとりまとめの上、下記の日時までに回答されたくお願ひいたします。（意見のない場合もその旨回答願います。）

記

質問・・・2月3日（火）1700
 意見・・・2月9日（月）1700

文書課担当 石川（☎ 20272）

主管省庁	内閣官房
協議URL	[REDACTED]
ユーザー名	[REDACTED]
パスワード	[REDACTED]

署名
 原留印
 独立行政法人一労金管理課
 平田(36253)

16条 一 公にすま
 人教限の山北 2010
 帰属の意見の同意書

事務連絡
平成21年2月2日

各府省等法令担当官 殿

内閣府大臣官房管理室
内閣官房公文書管理検討室
総務省行政管理局

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について（協議）

標記法律案について、別添のとおり協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにEメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、案文につきましては、今後の法制局審査において変更があり得ることを御承知おきください。また、案文中「P」の部分については追って協議させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

※ この協議について、霞が関WANを閲覧した各府省庁の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、確認のため下記メールアドレスまでその旨を速やかに送信願います（事前の電話連絡等は必要ありません。）。

記

質問提出期限：2月 4日（水）17:00

意見提出期限：2月10日（火）17:00

【今後の予定】

事務次官等会議：未定

閣 議：未定

<法令協議担当窓口>

内閣官房公文書管理検討室

（総務省行政管理局情報公開推進室）

越尾（こしお）、浅井、陶山（すやま）

電話：03-5253-5359（直通）

FAX：03-5253-6265

e-mail：koubun@soumu.go.jp

公文書等の管理に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国民主権の理念にのつとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて適正かつ効率的な行政運営を確保しつつ、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようすることを目的とする。（第一条関係）

二 定義

- 1 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、官内庁及び内閣府の外局、国の行政機関として置かれる機関、施設等機関及び特別の機関で政令で定めるもの並びに会計検査院をいうものとすること。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいうものと

きるものとすること。（第三十四条関係）

三 国立公文書館は、この法律の実施に關し、必要があると認める場合には、内閣總理大臣に対し、専門的技術的な助言をすることができるものとすること。（第三十五条関係）

四 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。（第三十六条関係）

第七 附則

一 この法律は、第五の規定等を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

二 国立公文書館等が現に保存する歴史公文書等の取扱い等について、必要な経過措置を定めること。
(附則第二条及び第三条関係)

三 国立公文書館法、行政機關情報公開法等について、所要の規定の改正等を行うこと。
(附則第四条から第十二条まで関係)

公文書等の管理に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 行政文書の管理（第四条—第十条）

第三章 法人文書の管理（第十一条—第十三条）

第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条—第二十七条）

第五章 「P」（第二十八条—第三十二条）

第六章 雜則（第三十三条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて適正かつ効率的な行

(国立公文書館の助言)

第三十五条 国立公文書館は、この法律の実施に関し、必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、専門的技術的な助言をすることができる。

(地方公共団体の文書管理)

第三十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [P]

二 附則第八条の規定 この法律の施行の日又は行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいづれか遅い日

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、この法律第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

(国立公文書館法の一部改正)

第四条 [P]

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項第二号中「公文書館」を「博物館」に、「機関」を「施設」に改め、同号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十二条を削る。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定するもののほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第二十三条を第二十二条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

理 由

行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るため、行政文書等の移管又は廃棄等について定めるとともに、特定歴史公文書等の利用請求及び利用制限に対する不服申立て等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公文書等の管理に関する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（附則第四条関係） P
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（附則第五条関係） 1
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第一百四十号）（附則第六条関係） 4
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第七条関係） 7
- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第八条関係） 8
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第九条関係） 12
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第十一条関係） P

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次
第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）

第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）

第四章 補則（第二十二条—第二十六条）

附則

目次
第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）

第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）

第四章 補則（第二十二条—第二十七条）

附則

（定義）
第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第二号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

〔新設〕

（定義）
第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第二号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(削除)

(行政文書の管理)

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二条 行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定

する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当

該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、前項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 | 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

2 | 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 (略)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 (略)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十五条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十六条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十七条 (略)

(政令への委任)

第二十八条 (略)

(政令への委任)

第二十九条 (略)

公文書等の管理に関する法律案参照条文

- 目 次
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄） 1
 - 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄） 1
 - 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄） 1
 - 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）（抄） 1
 - 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄） 1
 - 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第一百四十号）（抄） 1
 - 行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）（抄） 1
 - 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄） 1
 - 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄） 1
 - 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成二十一年法律第一号）（抄） 1
 - 行政不服審査法案（平成二十一年法律第一号）（抄） 1
 - 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後）（抄） 1
 - 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄） 1
 - 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（抄） 1
 - 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄） 1

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的情しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第三条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行

政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百六十一号）第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の管理)

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準、その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。
(施行の状況の公表)

第二十四条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十五条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。
(地方公共団体の情報公開)

第二十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子の方
式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等
の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特
別の管理がされているもの

三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄
に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のい
ずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に
より特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含
む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に
掲げる情報を除く。

事務連絡
平成21年2月5日

各府省等法令担当官 殿

内閣府大臣官房管理室
内閣官房公文書管理検討室
総務省行政管理局

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について

標記について、2月4日付で貴省より提出のあった御質問に対し、別添のとおり回答いたします。

更に御質問がある場合には、2月6日（金）17：00までにEメールにて御提出願います。御提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

なお、期限までに提出のない場合は、御質問がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

<法令協議担当窓口>

内閣官房公文書管理検討室
(総務省行政管理局情報公開推進室)
越尾（こしお）、浅井、陶山（すやま）
Tel 5253-5359（直通）
Fax 5253-6265
e-mail koubun@soumu.go.jp

防衛省への回答

1 第2条関係

(1) 第1項

第2条第1項第5号中「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」の政令では具体的にどのようなことを規定することが想定されるのか。なお、防衛省には複数の施設等機関及び特別の機関が設置されており、これらを第2条第1項第3号に規定する機関に含まれる省と別途に本法上の行政機関と位置づけた場合には、本法上、防衛省が複数の行政機関となることとなるが、政令はそのような運用も想定しているのか。

(回答)

法務省に置かれる特別の機関である検察庁を想定しており、貴省に置かれる機関を定めることは想定していない。

(2) 第3項

ア 第1号に規定する「独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館」とは具体的に何を指し、これを第2号と切り離した意義は何か。(現行の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第2条第2項第2号においては「政令で定める公文書館その他の機関」とし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第2条第1項において、「法第2条第2項第2号の政令で定める機関は、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関」と規定し、公文書館は博物館等と同一の並びとなっている。)

第1号は独立行政法人国立公文書館の本館及びつくば分館である。切り離した意義は、内閣法制局による法制技術的な観点による(なお、附則第5条も参照のこと。)。

イ 第2号に規定する「前号に掲げる施設に類する機能を果たす行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、政令で定めるもの」とは何か。これと第5項第3号の「政令で定める博物館その他の施設」との関係如何。同じものを指しているという理解でよいか。また、第2号の政令で定める施設となるための要件はどのようなものを想定しているのか。

「政令で定めるもの」については調整中である。第2条第5項第3号に規定する施設は、博物館、図書館等の施設を念頭に置いており、当該「政令に定めるもの」とは異なる。第2号の政令で定める施設については、行政文書又は法人文書の移管を受け、独立行政法人国立公文書館と同様の特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規律に服することを想定しており、歴史公文書等を適切に保存

(回答)

特段公表しないとする理由はないと考える。

2.0 第35条関係

法案第35条に規定される「助言」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、行政機関の長はこれを行うことはできないのか。

(回答)

歴史公文書等の保存・利用に必要な観点からの助言を想定している。行政機関の長が行うこととは想定していない。

2.1 附則第5条関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律新第22条第1項の政令においては、具体的にどのようなことを規定することが想定されるのか。

(回答)

行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供するための閲覧所の場所について、現行の行政機関情報公開法施行令第16条第2項の規定では、「当該閲覧所の場所を官報で公示しなければならない」とされていることから、本法の制定による行政機関情報公開法等の改正後も、政令において同様の措置を講じることを予定しているもの。

2.2 秘密保全上の観点からの質問

当省においては、その所掌事務上、機微な秘密の情報を数多く取り扱っており、その中には、当省において作成した文書に加え、他省庁や諸外国から提供を受けた文書も含まれるところである。このような秘密文書のうち、期間の経過とともに実質秘性を失うものもあるが、多くは、行政文書の保存期間を経過したとしても、当該文書が存続する限りにおいて秘密性を失わない。

秘密文書に対しては、当省においては、その漏えい防止のため、取扱者の厳格な指定、収納容器（文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱等）の指定等多岐に亘る規制を設けているところである。

(1) 秘密文書を管理する際、省内においては保管容器の基準等細部に渡って管理事項が定められているが、仮に公文書館に移管される場合、これと同質の基準をもって管理できるのか。

(回答)

国立公文書館等においては、特定歴史公文書等の内容に応じて適切な管理を行うこととしている。具体的なセキュリティ対応については今後、各省庁も交え、相談していきたい。

(2) 実質秘性が失われない秘密文書については、たとえ保存期間が満了したとしても移管の対象外となるのか。対象外とならない場合には、防衛省と同等の保全規則の制定や管理が可能なのか。

事務連絡
平成21年2月4日

内閣官房公文書管理検討室 御中

防衛省大臣官房文書課（法令審査）

「公文書等の管理に関する法律案（仮称）」について
(質問)

標記について、下記のとおり質問しますので、回答方よろしくお願ひいたします。なお、質問に対する回答があるまでは意見を留保し、質問に対する回答次第では、再質問があることを申し添えます。

記

1 第2条関係

(1) 第1項

第2条第1項第5号中「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」の政令では具体的にどのようなことを規定することが想定されるのか。なお、防衛省には複数の施設等機関及び特別の機関が設置されており、これらを第2条第1項第3号に規定する機関に含まれる省と別途に本法上の行政機関と位置づけた場合には、本法上、防衛省が複数の行政機関となることとなるが、政令はそのような運用も想定しているのか。

(2) 第3項

ア 第1号に規定する「独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館」とは具体的に何を指し、これを第2号と切り離した意義は何か。（現行の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項第2号においては「政令で定める公文書館その他の機関」とし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第2条第1項において、「法第2条第2項第2号の政令で定める機関は、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関」と規定し、公文書館は博物館等と同一の並びとなっている。）

イ 第2号に規定する「前号に掲げる施設に類する機能を果たす行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、政令で定めるもの」とは何か。

されるのか。

15 第21条関係

法案第21条の規定において〔P〕となっているのは、「公文書管理委員会」に係る内容か。そうだとすればなぜ〔P〕となっているのか具体的にご教示いただきたい。また、第5章の内容も公文書管理委員会に係るものか。

16 第24条関係

第24条は、移管元行政機関等の利用に際しても、第19条から第21条までの規定があることを意味しているのか。

17 第25条関係

(1) 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を廃棄するに際し、内閣総理大臣の同意を得ることとされている一方、移管元たる行政機関の長の同意を得ることとされていないことについて、移管元行政機関等による利用との関係を含め、どのように整理されているのか。

(2) 本条に規定される「歴史資料として重要でなくなった」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、その判断を担当部局はいかなる手続で行い、移管元の意見はどう反映されるのか。

18 第33条関係

政令においては具体的にどのようなことを規定することが想定されるのか。

19 第34条関係

(1) 「公文書等の管理の改善その他の勧告」と規定されているが、公文書等の管理の改善以外の勧告として想定されているものは何か。

(2) 勧告内容及び報告内容は公表されるものなのか。

20 第35条関係

法案第35条に規定される「助言」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。また、行政機関の長はこれを行うことはできないのか。

21 附則第5条関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律新第22条第1項の政令においては、具体的にどのようなことを規定することが想定されるのか。

22 秘密保全上の観点からの質問

当省においては、その所掌事務上、機微な秘密の情報を数多く取り扱っており、その中には、当省において作成した文書に加え、他省庁や諸外国から提供を受けた文書も含まれるところである。このような秘密文書のうち、期間の経過とともに実質秘性を失うものもあるが、多くは、行政文書の保存期間を経過したとしても、当該文書が存続する限りにおいて秘密性を失わない。

秘密文書に対しては、当省においては、その漏えい防止のため、取扱者の厳格な指定、収納容器（文字盤鍵のかかる鋼鉄製の箱等）の指定等多岐に亘る規制を設けているところである。

(1) 秘密文書を管理する際、省内においては保管容器の基準等細部に渡って管理事項が定められる。